

申込書及び利用者契約書

約者様(以下、甲とする)と、株式会社 スティールメイト セカンドライン(以下、乙とする)の間で下記の通り契約したものとす

- 1 契約期間は甲からの入金確認後、甲の希望日より開始する。契約期間は、利用開始日より1ヶ月間(30日間又は31日間)とする。継続又は更新は、入金確認後で自動継続、更新とし本契約書の効力は継続する
- 2 解約は甲からの連絡で受付し解約希望日(利用開始から1ヶ月未満)に乙がサービスを停止する
- 3 乙が甲に連絡した際、連絡が取れなかった場合や入金の確認が取れなかった場合、又は当社のお客様として相応しくないと判断した場合、乙の判断で強制解約できる
- 4 甲は、申込み契約時に初期費用として登録料、基本料金、保証料(通話料金)を支払う
- 5 料金の明細はそれぞれサービスに保証金(預かり金)、月額基本料金、使用料金からなる。それぞれの料金は以下の通りとする

逆転送 03発着信 0120発着信 私書箱開設 レンタル携帯

※基本料(月額使用料)は、更新日前に請求いたします

- 6 保証金は、解約又は強制解約の時、又はそれぞれに相当する場合、甲乙は乙の基本料金に充てる事ができる
- 7 甲の場合による解約途中の契約、又は契約中に発生した実費用の支払いが行われなかった場合は、いかなる事態においても乙は甲への保証金等の返却を行わない
- 8 甲の業務内容の違法性の可能性がある場合、又は違法性を認定された時、乙は該当契約を解除、サービスの停止を行い保証金は返却しないものとする。尚且つ、直ちに警察に届け出る
- 9 乙から甲に請求する場合は、主に電話、FAXにて連絡し、お支払いは当社指定の金融機関の口座に振り込む
- 10 請求は、基本的に開始日から1ヶ月後の毎月1回とする。但し、使用料金が保証金(通話料金)の70%を超えた場合、常に乙は甲に請求できる。原則的に甲は請求確認後の翌日までに乙に支払いをする
- 11 保証金(預かり金)の返却は、解約又は強制解約の時に未払い使用料金を保証金(預かり金)から充て、残金を乙は甲の指定する金融機関の口座に振り込む
- 12 乙は、甲の契約した転送電話に関わる実費と秘書(私書箱)サービスに関わる通信費は別途請求できる。又、契約した郵便物転送サービスにかかる一切の費用を別途請求する事ができる
- 13 本契約の権利を甲及び乙は、第三者に譲渡してはならない。但し、礼状を持参した官公庁の指示に対してはこの限りではない。乙は、本契約の事項、又は疑義が生じた場合は信義誠実の原則に基づき協議の上で解決する
- 14 乙が提供するサービスは、全て電話転送業であり、契約以外のトラブルに関して一切の責任を負わない。甲、乙間は本契約のサービス利用目的を違法に利用するものでない事を確認した
- 15 乙は甲との契約及び個人(法人)情報の漏洩に最新の注意を払い管理監督するも、担当所轄の認定が行われない限り甲、又は第三者からの責任の追及や損害賠償に応じない
- 16 乙は契約している通信業者様(docomo, au, softbank)、規定の契約約款に違反した迷惑メールが送信されたと認められた契約者に対して、契約約款にもとづき、乙は該当契約を解除、サービスの停止を行い保証金は返却しないものとする

利用申込記入欄

氏名		住所及び所在地	
会社名		転送先電話番号①	
連絡先TEL/FAX		転送先電話番号②	
		利用開始希望日	

弊社記入欄

契約更新日	
備考	

上記契約内容に同意し申し込む ※必ずチェックを入れて下さい。

平成 年 月 日

署名 _____